

古賀市告示第 1 2 6 号

古賀市燃料費高騰対策運送事業者等支援金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 6 月 1 2 日

古賀市長 田 辺 一 城

古賀市燃料費高騰対策運送事業者等支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、燃料費の高騰により厳しい経営状況にある運送事業者等を支援し、事業の維持改善を図るため、古賀市燃料費高騰対策運送事業者等支援金（以下「補助金」という。）を交付することについて、古賀市補助金交付規則（平成 3 1 年規則第 8 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 道路運送事業 次のいずれかに該当する事業をいう。

ア 貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業及び同法同条第 3 項に規定する特定貨物自動車運送事業をいう。）

イ 貨物軽自動車運送事業（貨物自動車運送事業法第 2 条第 4 項に規定する貨物軽自動車運送事業をいう。）

ウ 一般貸切旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3

号) 第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。)

エ 一般乗用旅客自動車運送事業 (道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。)

オ 自動車運転代行業 (自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (平成13年法律57号) 第2条第2項に規定する自動車運転代行業をいう。)

(2) 運送事業者等 道路運送事業を営む中小企業者 (中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条第1項に規定する中小企業者をいう。) をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者 (以下「補助対象者」という。) は、市内に本社、支社、営業所等を有する運送事業者等であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 令和7年5月31日時点で道路運送事業に必要な許可等を有し、補助金の交付申請時点において市内で当該道路運送事業を実施していること。

(2) 次条に規定する補助対象車両を有していること。

(3) 補助金の交付申請後においても、市内で道路運送事業を継続する意思を有していること。

(4) 市税に滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、運送事業者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) 又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるときは補助対象者としなない。

(補助対象車両)

第4条 補助金の交付対象とする車両（以下「補助対象車両」という。）は、補助対象者が道路運送事業の用に供するため、令和7年5月31日時点で所有又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用する車両であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 自動車検査証において使用の本拠の位置が古賀市内である登録車両

(2) 次に掲げる補助対象者の事業の区分に応じ、それぞれに定める車両

ア 貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業用自動車であって、自動車検査証において用途が貨物であるもの（特種用途自動車等及び被けん引自動車を除く。）

イ 貨物軽自動車運送事業 貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業用自動車であって、自動車検査証において用途が貨物であるもの（特種用途自動車等及び被けん引自動車を除く。）

ウ 一般貸切旅客自動車運送事業 道路運送法第2条第8項に規定する事業用自動車であって、自動車検査証において用途が乗用又は乗合であるもの

エ 一般乗用旅客自動車運送事業 道路運送法第2条第8項に規定する事業用自動車であって、自動車検査証において用途が乗用又は乗合であるもの

オ 自動車運転代行業 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第7項に規定する随伴用自動車

2 前項に掲げるもののほか、市長が補助対象車両とすることが適当と認めるもの

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が道路運送事業に要した燃料の購入とする。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象者が補助対象車両の運行のため

めに要したガソリン、軽油、液化石油ガスその他自動車運行に必要な燃料の購入費とする。

(補助金額)

第7条 補助金額は、第4条第2号ア及びウに掲げる補助対象車両にあつては1台につき1万円、同号イ、エ及びオに掲げる補助対象車両にあつては1台につき5千円とし、予算の範囲内において市長が定める。

(交付申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期日までに古賀市燃料費高騰対策運送事業者等支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請及び実績の報告（以下「交付申請等」という。）をしなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第9条 市長は、前条の交付申請等を受けたときは、当該交付申請等に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その交付申請等に係る補助対象事業の内容及び成果が適正であるかどうかを調査し、補助金の交付の可否を決定し、交付決定をした場合は、交付すべき補助金の額を確定し、古賀市燃料費高騰対策運送事業者等支援金交付（不交付）決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり、申請者が第3条に規定する補助対象者の要件を満たしていること確認するため必要な情報な情報について、関係行政機関に対し照会することができるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(効力)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この告示の失効前にした行為については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（宛先）古賀市長

申請者 住 所
 （法人にあつては所在地）
 氏 名
 （ 法人にあつては団体名、
 代表者氏名及び押印 ）
 電話番号／担当者氏名

古賀市燃料費高騰対策運送事業者等支援金交付申請書兼実績報告書

古賀市燃料費高騰対策運送事業者等支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請し、補助対象事業の実績を報告します。

1 補助対象車両（市内の営業所等で使用している事業用車両（リース含む））

区 分 ※	①貨物自動車運 送事業 (トラック等)	②貨物軽自動車 運送事業 (軽トラック等)	③一般貸切旅客 自動車運送事業 (貸切バス等)	④一般乗用旅 客自動車運送 事業(タクシー 等)	⑤自動車運転代 行業 (随伴用車両)
1台あたりの 交付額 (ア)	10,000円	5,000円	10,000円	5,000円	5,000円
台 数 (イ)	台	台	台	台	台
申請金額 (ウ)=(ア)×(イ)	円	円	円	円	円

※上記①～④にあつては事業用車両（緑ナンバー又は黒ナンバー）のみ、⑤にあつては登録車両のみが対象。

2 支援金申請額（上記表（ウ）の合計金額を記入）

, 000円

3 振込口座情報（申請者の口座に限る）

振込口座	金融機関名						
	支店名				普通 ・ 当座		
	口座名義（カナ）						
	口座番号（7ケタ）						

4 宣誓・同意事項

次の項目に宣誓又は同意する場合にチェック印（）を入れて下さい。

（交付申請には、すべての項目にの印が必要です。）

- 申請日時点において、事業に必要な許可等を全て有したうえで事業を実施しており、今後も事業継続の意思があります。
- 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者に該当します。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当しません。
- 支援金の申請に当たり、申請書の記載等に虚偽が判明した場合は、支援金の返還等に応じます。
- 古賀市から、報告・立会検査等の求めがあった場合は、これに応じます。
- 申請書類・添付書類の内容について、税務情報として使用することに同意します。

5 必要書類

1	支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
2	提出時チェックリスト
3	補助対象車両一覧
4	運輸局からの自動車運送事業の許可証又は更新許可書等の写し ※貨物軽自動車運送事業は受付印のある届出書等の写し ※自動車運転代行業は公安委員会からの認定証の写し
5	補助対象車両全ての写真（車両ナンバーが確認できること）
6	補助対象車両全ての自動車検査証又は自動車届出済証の写し ※「使用者の氏名又は名称」が申請者と一致し、「使用の本拠の位置」が古賀市内にあること
7	燃料の購入実績が確認できる資料（直近の決算書等）
8	【法人】履歴事項全部証明書の写し（直近3ヶ月以内に発行されたもの） 【個人】本人確認書類の写し（運転免許証、保険証等）
9	古賀市内に事業所等があることが確認できる書類の写し（開業届、直近の確定申告書等） ※【法人】履歴事項全部証明書が確認できる場合は提出不要
10	振込先通帳の写し（金融機関コード、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人の情報が分かるもの） ※申請者名義（法人にあつては法人名義）のものに限る
11	市税に滞納のない証明書

様式第2号（第9条関係）
（公印省略）

古賀市燃料費高騰対策運送事業者等支援金交付（不交付）決定通知書兼額確定通知書

古商発第 号
令和 年 月 日

様

古賀市長 田辺 一城

令和 年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあった古賀市燃料費高騰対策運送事業者等支援金について、次のとおり決定し、額を確定したので、通知します。

交付の可否		交付 ・ 不交付
交付の場合	確定額	円
不交付の場合	不交付の理由	
備考		(1)古賀市補助金交付規則の規定を遵守すること。